

「新システム」について

～ 保育認定ってなんだ ～

西宮市学童保育連絡協議会

はじめに

幼保一元化に関しては2000年以前から議論され、特別行政区としての先行した取り組みが既に行なわれていたことを今回の「新システム」について、調べれば調べる程、驚きと先行して行なわれた結果のフィードバックがされない状態で行政の思惑のまま行なわれようとしていることに唖然とするばかりです。

新たな仕組みに関して、伝えたくても漠然とした諮問機関での資料程度の公開しかされていないため、過剰な危機感を持つ一部の者の見方を押し付けることがない様にしなければならぬと思っています。

幼稚園などは公立私立を含め、特に小学校や中学校の様に校区などはなく、利用者の選択肢として、自由に園を選ぶことができました。しかし、校区と同じ様な考えを西宮市教育委員会は導入を考えています。校区で通える幼稚園を決められた場合、公立を考えていても、私立しかない場合は仕方なく私立に通わせざるを得ません。利用者の選択が出来ない事態です。

保育所においては公立保育所を民間企業への身売りが計画されて、市の財産でもある施設ごと、引き渡す計画が進められています。その様な状況で如何に「新システム」が優れている・・・と言われても自治体としての責任を免除し、規制緩和として、最低基準の引き下げや企業への参入のための基準の緩和など、市が責任を持って管理してくれているからある種の安心があったものが崩されてしまうのです。

学童保育においても例外なく、「新システム」によって、存在価値が大きく変わってしまいます。「全児童対策」と「学童保育」を合わせて行なわれることになり、「保育」から「居場所」となる可能性があります。

学童保育の作り運動から現在に至るまで、父母達が根気強く訴え、行動して築いた学童保育が根底から崩され、「働く権利」が子ども達を学童へ通わせるための「強制」に変化しようとしています。これらの「新システム」は一般企業の参入を促すことで景気が低迷する経済への起爆剤として、財界からも推進する動きがあり、「労働派遣法」の悪法によって、更なる不安定な雇用の幕開けとなる可能性も否定できないのです。

この冊子においては単に危機感を煽るだけではなく、父母一人ひとりに考えてもらう機会が増えればよいと思っています。父母同士での話しの中で、この「新システム」について、父母会を通じて議論して、私達が本当に望む、子育てと何なのか・・・ナニを学童保育に求めているのか・・・働く意味は何なのか、ひとりでも多くの方々へ伝える意義が見出せればと思っています。

願わくば、この「新システム」に関しての法案を無くすための力になって頂ければ幸いです。

西宮市学童保育連絡協議会

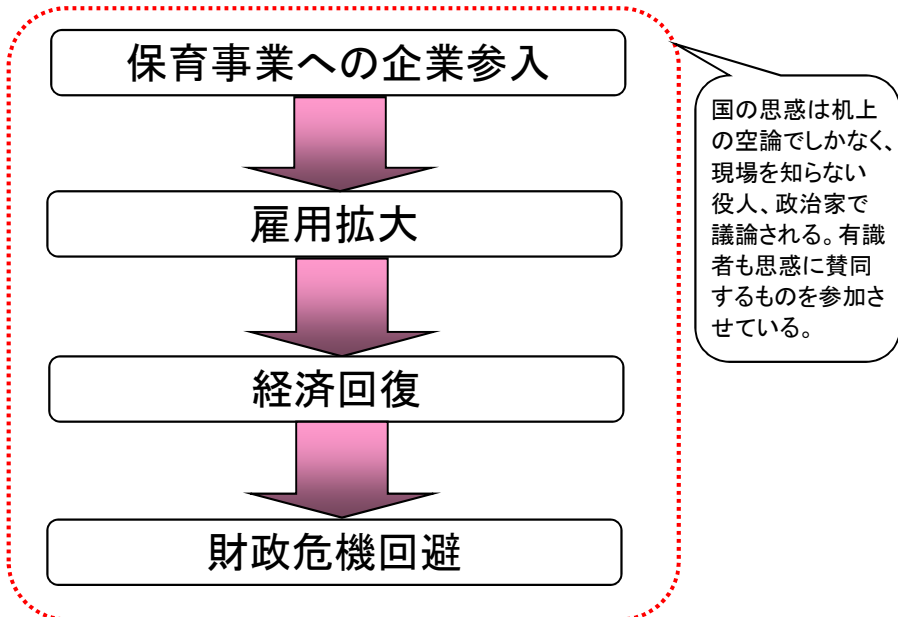
事務局長) 松縄 重雄

第一部 「新システム」について

第一章 「新システム」の背景

「新システム」は一言で言えば、「介護保険制度」の「保育版」です。既に新聞やニュースで取り上げられている「幼保一元化」を含め、新たな保育制度構築を進めているのが「子ども・子育て新システム検討会議」です。これらは自公政権時代から提案されていたもので、今の民主政権になり、より一層拍車が掛かり、2013年度までに「子ども家庭省」等の省庁を新設し、制度実施を行なう予定です。

さて、何故今更…「新システム」が必要なのでしょうか…
現在、政府での話し合いの中では、経済復興の為に企業への事業展開を望み、ビジネスチャンスを増やせる分野として、大きな期待が掛がっているからです。
図式にすると…



となる訳です。

第一に考えて頂きたいのですが…

企業参入は既に「指定管理者制度」の強行によって、崩されたと思われていますが、現在は入札において、必要最低限の基準が設けてあり、企業参入も保育経験を有する企業が入札に参加しています。

しかし、「新システム」においてはこのような基準がある為にビジネスチャンスには繋がらないとし、規制緩和を促進、自由に企業参入が行なえる制度と大きく変化します。

第二の疑問…

今や失業者があふれ、社会的な大きな問題となっています。

このような結果を招いたのは「労働派遣法」によるものです。

福祉事業はそもそも、企業がおこなっても儲からないものとされています。

この様に儲からない事が十分に考えられるのに、果たして正規社員としての雇用はとどこまで伸びるので होगा…健全な企業であれば保育事業への参入などは控えるでしょう。多少、リスクを負ってでも利益が得られると考える企業は指導員を派遣として雇用し、経営が厳しくなった際には簡単に解雇通告をする事態を招くことは

誰にでも想像がつくことです。

しかし、一時的であれ、儲かる事業があれば、利益を得て、直ぐに撤退する。

この様な事態も考えられます。

ですが・・・改めて考えてみてください。

今回の「新システム」は財界からも導入を促す動きがあり、安易に長続きしない事業促進を進めるとは考え難いです。

そう、保育の質を低下させ、従来通りの保育を求めるなら・・・オプションとしての保育を購入させることで、利益をさらに増やす事が可能となるのです。

また、保育内容については、送迎サービスや習い事に関してもオプション扱いとすれば、資格を持たない社員、または派遣労働者に送迎や学習指導などをさせることで十分な利益を得る事が可能となるのです。

第三の疑問・・・

経済回復は果たされるのでしょうか・・・もし、あなたが会社経営を行なっているとして考えてください。

会社経営において、必要最低限の資金が必要です。

運営資金も当然でしうが、社員への社会保険への支払い、賃金もそうです。

正規社員であれば、退職金も必要です。

この様に企業はそれぞれに必要な経費をある程度、確保し、不測の事態に備える必要性があります。

「内部留保」って言葉をご存知でしょうか・・・利益剰余金を蓄え、企業を存続させる為だけにあります。これらが正規社員や派遣社員、非正規雇用者への賃金へと反映されることはなく、社員であっても中々、生活が厳しいと言うのが現在の状況ではないでしょうか・・・

この様な状況では景気回復など望めるものではありません。

安易な机上の空論を行なう政府にとって、財政危機は深刻な事態に陥っています。しかし、それらを回復できる起爆剤としての考え方は財界からの圧力であり、現場を知らない、役人や政治家の妄想でしかないのです。

面倒な事は各自治体へ・・・その自治体は「保育認定」をするだけになり、責任放棄を行なうこととなるのです。

私達の子どもが企業にとって、商品価値のあるモノとして、扱われる事になります。当然、クレームがあれば、商品としての価値はなく、切り捨てるという選択肢の秤にかけられてしまいます。

これから紹介する事例などは極端な例として、挙げられる内容です。全てが該当してしまふ・・・とは考えたくはありませんが、どうしても、この様なことが起り得る可能性を否定できないのです。

私達、親として、しっかりと考え、話し合うことをする必要があります。そのための資料として、少しでも役立てて頂ければと思います。

特に幼稚園、保育所は非常に保育内容が異なっています。

幼稚園は殆どの場合午前中まで、延長ではお弁当が必要です。

保育所は主食のごはんがあればお力ずかです。昼寝もあります。

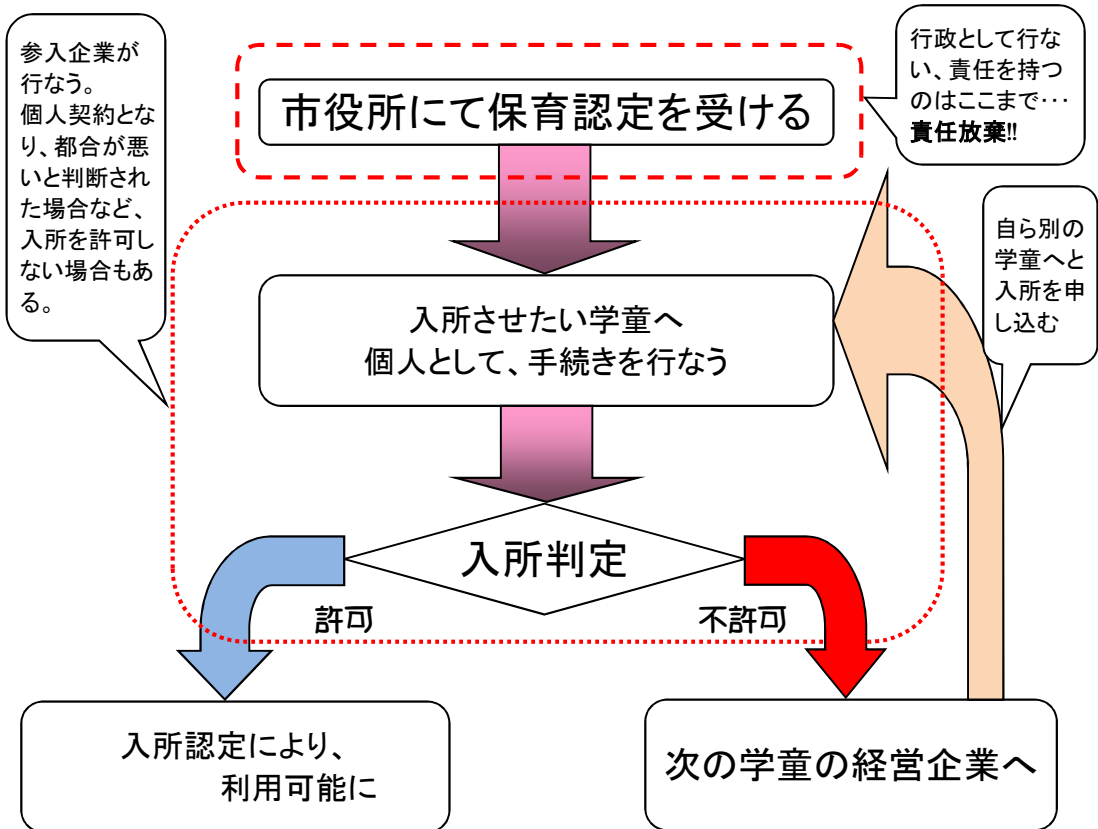
利用者の選択によって、選べる子育て環境が一元化されるのです。

第二章 「新システム」になって変わること

「新システム」ではどのような事になると考えられているでしょうか…

1) 行政の責任放棄

先にも記載しましたが、市町村では「介護保険制度」と同じ様に「保育認定」が必要になり、親の勤務実態に合わせた保育を受ける事になります。



入所の許可を出さないのには様々なことが考えられます。

- ・子どもの行動に問題があるので…何かトラブルにならないか…
- ・定員オーバーとなり、入所が出来ない。(逆に定員枠など関係なく、入所させる場合などは施設としての問題が大きいと考えなければならない。)
- ・しょうがいを持っているのだから…指導員が対応できない。

今まで、指定管理者に対し、しょうがいを持つ子どもの入所がある場合など、しょうがい児加配として、指導員を増やし、対応していますが…企業としては儲けが減ってしまいます。

また、経営する企業により、保育内容に差が生まれ、「保育格差」として、保育内容が学童単位で大きく違いが広がっていきます。

行政としては企業への補助はするが、運営には口出しをしない。
企業優遇ではなく、「子ども」優先で考えてもらいたいものです。

2) 保育認定・・・

「介護保険制度」と同じ様になり、「保育認定制度」が導入されると考えられています。「介護保険制度」では要支援1、2、要介護1～5までのランクに切り分けられ、月単位で利用できるポイントを購入することになります。「子ども手当」は継続して支給することとなっていますが、「現物給付」扱いとなり、私達に支払われるのではなく、利用する施設経営企業へ支払われることとなります。「保育を受ける」と云うことが「現物給付」の対象となり、「保育認定」を受けて、利用できるポイントを購入し、学童へ通うことがはじめてできるのです。

ここで・・・先に述べた様に参入企業としては、如何にして利益を出すか・・・当然、保育の質を下げ、従来通りの保育を受けなければ「オプション」を購入するように求められるでしょう。保育内容を細かく分析し、必要最低限の保育で人件費を削減し、必要とされるものを別料金で対応・・・ビジネスとはその様に、利益を生み出すことが必要なのです。

オプションサービスを受ける、受けないで様々なことが子ども達に差別化を生ひさせてしまいます。身近なところでは・・・あやつです。

あやつをオプションとして、設定されてしまったら・・・あやつが食べれる子どもと食べれない子どもに分かれてしまいます。

園外保育サービスがオプションになった場合・・・

夏の暑い日々に・・・園外保育でプールに行ける子ども、行けない子どもに分かれます。施設に残された子ども達はどのように・・・

「保育認定」によっては時間の切り売りの状態になります。

私達の勤務実態により、派遣やパートなどの場合、仮に15時に仕事が終わるとなれば、その方の子どもは15時まで学童を利用してよいとされ、それ以降は家に帰らせる得ません。どうしても17時まで・・・となれば延長保育扱いとなり、1時間につき、1000円の延長料金を請求されるなど・・・利用者の負担が増します。

人気のある学童ではすぐに定員をオーバーしてしまうでしょう。

ひがひ、親の勤務状況により、曜日によって、通える子ども達の人数的変動があり、少ない曜日だけに通わすこととなり、他の学童との掛け持ちで保育を受けることにもなりかねない状況が起ります。

例えば・・・A学童があるA小学校に通っていても

	月	火	水	木	金	土
A学童	×	×	×	×	×	×
B学童	×	○	○	×	×	×
C学童	×	×	×	○	×	×
D学童	○	×	×	×	○	×

×：入所できない

○：入所できる

※土曜は基本的に放課後ではないと考えられ、開所されないが、開所してもオプション料金が必要になることも考えられる。

校庭内に学童があるから安心・・・それは本当に今後も続くのでしょうか・・・送迎サービスがあったとしても、やはり事故に合う確立は校庭内よりは高まります。保育認定も正しく審査されるのかも疑問です。待機児童を「ゼロ」とする目的ならば、「認可しない」ことでも目的は達成できます。

3) 一般企業の参入…

今の指定管理者としては、保育に関する経験を十分に有するのですが、保育ビジネスを経済回復の起爆剤として、多くの企業が参入できるように規制緩和がなされます。規制緩和により、まったく保育に関しての経験の無い企業が学童保育を経営者として、保育をはじめます。

経営者本人が保育をする訳ではないと思いますが、企業の利益追求の為、先に述べた通り、様々なサービスが展開され、指導員は子ども達、一人ひとりの保育方針を決めるどころか、サービスのある無しを気にしながら、保育を行なうことが必要になります。

私達は指導員に対しての雇用保障を求めてもいますが、利益優先を求める企業としては、削減できるのは人件費です。当然、正規雇用より、非正規雇用…派遣社員として、指導員を抱えて、安価な契約で指導員を日毎に変わる場合だって、起こり得ます。「第二の家庭」と言われる学童保育は存在しなくなってしまいます。

※基本サービスはどの範囲まで想定されるのが…あくまでも個人的な予測です。

体系	区分	内容
基本サービス 保育ポイントの購入での利用	通常日	14:00～17:00まで おやつは無し 園外での保育なし
	長期休暇	12:00～17:00まで おやつは無し 園外での保育なし
オプション 利用者の実費負担	通常日	おやつ 土曜の保育 園外での保育 17:00～19:00までの延長保育 認定時間外の保育
	長期休暇	おやつ 土曜の保育 園外での保育 8:30～12:00までの保育 17:00～19:00までの延長保育 認定時間外の保育
	その他	送迎サービス 習い事各種のサービス 保険加入料 昼食サービス 夕食サービス

基本サービスは「子ども手当」から一部、支給的なイメージとなり、利用者からみると減免さらた感じではありますが、現在よりも負担が増すことになります。制度を知らなければ、悪徳な企業に利用され二重徴収されてしまう恐れもあります。

学童を運営する企業へは補助金も支払われ、手厚い保護を受ける事になります。しかし、その財源は「一般会計」へ組み込まれ、学童保育に関する財政は非常に厳しい環境下に置かれ、質的向上を望むことが困難になると予測されています。

4) 定員問題…待機児童「ゼロ」の実現!?

西宮市では待機児童を無くすために学童保育への定員枠を弾力運用で1割増し、2割増して対応をしています。定員を超えての子ども達の受け入れは、非常に過酷な環境下に子ども達の「安全・安心」を求めることを余儀なくされており、指導員は懸命に子ども達を見守っています。「新システム」においては、何か事故があった場合の際、保障を行なうことは大きな痛手となります。当然、保険加入を行なっているとは思いますが、怪しいものです。

利用者にとっては定員の受け入れ状況は一つの目安となる場合もあるでしょう。定員の2倍など…過剰なまでの子ども達の受け入れは、企業経営として、やはり、不安材料の一つになります。経営が苦しくて、子ども達を多く受け入れざるを得ないのではないが…ひょっとすると、明日、閉鎖されるのではないが…など、不安要因でもあります。定員問題については多くの矛盾を抱えた今も今後も、考えていく必要があります。待機児童問題においては「保育認定」をしなければ、学童へ通えなくても「待機児童」としての数には含まれないでしょう。「認定しない」ことで待機児童「ゼロ」を実現できるのです。

5) トラブルを避ける…

さて、入所させたいと思う学童へ経営する企業と個人契約を結ばねばなりません。問題がありそうな困った子どもに対しては保育に影響がでる為、他の子ども達に迷惑になると断られる可能性もあります。企業として、ひとりの子どもにはばかり、手を拱いている場合ではとても「サービスが良いです。」とアピールしても、結局はクレームが当然、発生する。クレームへの処理は結構、人件費が掛かり、企業の経費出費としては痛手です。事前に予測できる事態は避けたいと思うのは当然の結果なのかも知れません。

残念なことですが、クレームが多い方の次回の契約は困難でしょう。また、即日退所して欲しい…ってことにも成りかねません。

役所へ訴えても、役所は「保育認定」を行なうだけです。「それじゃ…この学童なら今、空きがありそうですよ。」と紹介してくれる程度でしょう。

退所勧告を専門にするビジネスだって考えられます。滞納があれば、入金を促すことはとても言いづらいものですからね。その様な請負業者が出来るのも考えられます。

6) 保護者交流の禁止

父母会などの交流は全面禁止…父母の方々の中では願ったり叶ったり…とよいように感じる方も多いてしょうね。

しかし、父母会って非常に重要な市民活動となっています。

今までの学童保育においても、「学童保育」の作り運動をはじめ、施設へのクーラーの設置や定員問題での施設の増改築など、父母会が集まった父母達の声で改善されてきています。

施設による「保育格差」も当然の如くあり、従来、毎日通えた学童が曜日によっては他校の学童へと移動しなきゃならない。移動中に事故に合わないが…「安全・安心」をどこに求めていけばよいのでしょうか…個人の声など弱いものです。

やはり、父母会として、市全体の大きな声として、より良い「保育」を求めることは当然のことではないでしょうか…

契約事項には父母会活動などの禁止事項が含まれても不思議ではないです。

7) よくなる点はないのが…

現在、1年から3年(しょうがい児は6年)までの対象とされる「概ね10歳」と云う文言が無くなり、6年生までを対象とされるくらいです。強いて言えば…トラブルの減少、トラブルメーカーは排除することでしょうから…

8) 指導員の役目は…

指導員は子ども達一人ひとりに対する保育計画を立てて、保育を実践しています。「新システム」においては指導員の仕事も大きく変化していきます。雇用についても今と変わらないが…派遣社員となる可能性が大きくなります。

子ども達に対する対応も子ども達一人ひとりの保育契約が異なる為に集団としての保育が出来なくなり、サービス内容に合わせた保育を強いられることとなります。サービス毎に子ども達を振り分けて保育を行なう…当然、子ども達の中にも素朴な疑問として表れます。

「なぜ…Aくん、Bちゃんたちにはあやづがあって、ぼくにはないのだろう…」と、保育サービスの時間の切り売りで園外保育では、15時で帰す子どもは施設に残さなければならず、集団としての保育を求めることが出来なくなります。

利用料の支払いが滞っているところへは支払いを促し、ダメなら退所を伝えなきゃならない。このことはどれ程、指導員の心を痛めることでしょう…ましてや、学童に通うことを楽しみにしている子ども達にとっても…

私達は一人でも多くの学童を必要とされる世帯への入所を求めて活動もしています。子ども達の世界に「格差」を強いる制度など求めてはいません。これらは指導員にとっても同じ想いです。

9) 「働く権利」は…

私達は「働く権利」を求めて運動し、不十分なながら「国」としての制度化を求めてきました。働きながらの子育ては非常に大きなリスクを伴いますが、働くことによつて、子育てを「放棄」している訳でもなく、精一杯に関わり生活をしています。

不十分な政策の中、私達の生活は非常に厳しいものとなる中、働くことで子ども達のために頑張っているのです。しかし、この「新システム」は利用者への負担を強いることで「国」が成し得なかった景気回復の起爆剤として、ビジネス化を推し進めています。これらは「働く権利」から子どもを保育所、学童へ通わせるための労働へと変化し、「権利」ではなく「強制」へと大きく変化させられるのです。

未来を担う子ども達の「世界」に「格差」を取り入れてまでビジネス化に拘り、大人社会の中で「子ども達を商品化」する最低の社会へと変わるのです。

今一度、何故、学童保育が事業として定着できたのが…何故、子どもを学童へ預けてまで、仕事に拘り続けるのが…このことに関しても父母会で話し合う機会を作ってください。

「新システム」は制度の悪さは当然な事として…親としての子育てに関する問いかけの様に思えます。

昔の様に地域で子ども達を育て…と言う意識も薄れていきます。

ここで私達、親としてどの様な選択をするのが問われていると思います。

第二部 様々な運営形態においては

第三章 運営形態による最も顕著な動き

ここでは兵庫県下における様々な学童保育の「運営形態」別にどのような問題が起り得るのかを考えてみたいと思います。

「子ども家庭省」の新設により、自治体における捉え方がどのように変化するのは情報が無く、予測として、一斉に適用されることを前提として考えます。

「公設公営」

「公設公営」においては省庁の新設に対応すべく、もっとも早い段階で準備が進められると考えます。

理由としては

- 1) 公的資金を当てにしていること。
- 2) 福祉に関する支出を抑えることが出来ること。
- 3) 施設の売却によって、収入を得られること。

特に兵庫県においては1995年の「阪神・淡路大震災」による財政の圧迫を理由に福祉制度の利用者への負担を増しています。

ただ、「公設公営」と言いながら児童館や既存施設での利用をされている地域においては、専用施設への事前の準備のために専用施設の建設を「地域経済活性化」を理由に建設して、企業参入を促すことをする自治体が増えてくるでしょう。

「公設民営」

既に「指定管理者制度」の導入によって、企業参入が行なわれている自治体において最も顕著な事態としては「保育の質の低下」です。「公設公営」と同様に施設の売却は当然であり、福祉への支出を抑えたいと言う点では変わりはありません。

保育における「質」の低下は「保育」から「居場所」へと大きく変化することによって、企業は「居場所づくり」さえ出来れば収入として、国、県、市町村からの「補助金」、利用者の「子ども手当」の「現物給付」、様々な「オプション料金」としての収入を得ることが可能となるからです。また、「質の低下」は指定管理者においては一定の請負のための基準がありましたが、規制緩和による参画基準の引き下げ、撤廃などによって招いてしまいます。

「民設民営」

「民設民営」に於いては影響は無いように思われますが、経営する企業が自治体からの補助を受けない場合においては、「補助金」が支給されることにより、財政は潤うと思われれます。しかし、自治体からの「補助金」を得ているところにおいては、国からの「補助金」が一般財源化されるために従来通りの補助金を得ることが困難になってしまいます。そのため、下記の問題が発生すると考えられます。

- 1) 運営資金の枯渇により、学童保育の運営が出来なくなり、閉所される。
- 2) 運営資金を得るために入所許可を定員枠を超えて受け入れる。
(子ども達が昼寝する場所すら確保できなくなるのと人件費を抑えるために指導員の増員が見込めない。そのため、保育の質の低下は免れない。)
- 3) 保育の基本の枠組みを小さくし、オプションによる追加利用料の徴収。
企業としての「利益追求」を行なうのか、福祉としての「奉仕」の精神を貫くのかが問われ、厳しい運営を招くことになってしまいます。

「共同保育」

「共同保育」においてもやはり、厳しい状況へと追い込まれてしまいます。省庁の新設によって、学童保育での自治体への義務化が進み、企業参入で多くの学童保育施設が乱立する中での運営を強いられます。利用者の心理としてはやはり、企業が経営する学童保育の方が「安心・安全」と感じてしまうため、利用者が激減することは避けられないのです。しかし、オプションサービスの追加などを考えると負担する額はそれ程まで大きな差はなく、「居場所」ではなく「保育」を求める利用者によって、緩やかに利用者は増えると考えます。「新システム」の導入後、学童保育として唯一、形態も変わらず、「学童保育のつくり運動」の精神を受け継ぐところとなります。問題点として強いて挙げるなら下記の点です。

- 1) 利用者の意識の低下により、父母会運営が難しくなる。
- 2) 一時的であれ、利用者の激減によって、運営が困難になる。

それぞれの運営形態における問題点を記載したが、共通の問題点として、改めて、記載する。

- 1) 一般財源化によって、学童保育への運営経費の削減は避けられない。
- 2) 保育経験の無い企業参入によって、保育の「質」の低下は免れない。
- 3) 指導員の雇用の継続が困難になり、保育への影響が出る。
- 4) 行政による「責任放棄」(保育認定のみを役所で行なうのみ)
- 5) しょうがい児の受け入れの拒否(経営維持のため、人件費削減)
- 6) 「保育の充実」を求めることが困難になる。
- 7) 指導員の業務増加(サービス内容別に対応をしなければならぬ。)
- 8) 「保育格差」が広がる。(企業との個人契約のため、サービスに差が発生する。)
- 9) 「働く権利」が「労働の強制」へと変化する。(利用者の負担増のため。)
- 10) 子ども達の中で保育の差が顕著になり、差別化が始まる。
- 11) 集団による生活が困難になる。(時間の切り売りで1時間で帰る子どももいる。)

「新システム」については問題となる面ばかりの記載となるが、良いとされる面も記載する。

- 1) 小学校区に捕われず、自宅から近い学童を選ぶことが出来る。
- 2) 「概ね10歳」とされる文言が削除され、1年生から6年生までの保育が出来る。
- 3) 多様化するニーズに対応したオプションが設定され、「学習塾」的な要素が取り入れられる。(教育に熱心な父母達の要望に応える。)
- 4) 保育時間の延長も自由に選べる。(必要な時に必要な時間を保育する。)

この「新システム」について、よい点についてはナニがあるのだろう・・・と考えるが、強いて挙げれば上記の4項目しか考えられない。ただ、この4項目についても校区に捕われないとしても、創立記念日であったり、行事内容によっては様々な時間の利用に対応できる体制が必要となり、企業としての力量が求められる。また、ニーズに応えるためのオプションは利用者としては大きな出費となり、お金さえ支払えば受けられると考える利用者にとってもやはり大きな出費であることには変わらず、「子育て」としての「学童保育」の本来の意味が失われることには変わらない。

第三部 今、何をすべきか…何ができるか…

第四章 今、何をすべきか…

「新システム」に関して、考えられる最悪のパターンを紹介しました。「あくまでも、可能性だろ…」と安易に考えていてはダメです。この制度が法案として、衆議院、参議院を可決されてしまうと、即効性のある制度として、全国一斉に実施される恐れがあります。まだまだ、不明確な点も多いのですが…法案などは曖昧な状態で作成され、実施の際は、利用者には不利益な解釈ばかりが押し付けられてしまいます。「自立支援法」や「後期高齢者」に対する保険制度の改悪が身近な悪法として、取り挙げられます。

「自立支援法」はしょうがいを持つ方々でも雇用促進を行なうので、労働者としての収入を得る事が可能だろう…ならば、「病院などの窓口負担を支払え」としていきます。現実問題としてどうでしょう…しょうがい者への雇用は全く進まず、負担ばかりを押し付けています。「後期高齢者」に対して同様に「介護保険」への支払いをしながら、病院での窓口負担は増える一方です。

福祉事業を利用される方々ばかりが徳をする不公平な事業であるとされています。福祉事業を利用するしないの選択で「私は大丈夫、福祉を利用しない」と決めているのに…利用されている方々ばかりを金くい虫の如く非難される。

福祉事業は本当に支援が必要な方々へ無償で行なうべき事業であり、利益が得られる事業ではありません。その事業を解体し、ビジネスとしての経済効果を狙う材料とされるのです。

今、あなたが何をすべきかを考えるときです。

学ぶこと、学習することは無駄ではありません。
私達が精一杯、生きるため、子ども達を守るためなのです。

YouTubeで「ほいくせいど」で検索してみてください。3本のアニメーションによる「新システム」についての動画を見ることが出来ます。また、保育士による「保育所」での制度導入後の保育についての寸劇も必見です。



第五章 今、何ができるか…

福祉4団体での署名活動が開始されています。(兵庫県学童保育連絡協議会、兵庫県保育所運動連絡会、兵庫県障害者連絡協議会、全国福祉保育労働組合兵庫県支部で兵庫県福祉4団体は構成されています。)

私達は先ず、国の動向に注目し、「新システム」がどのようなものであるのか、自ら父母会で学習していくことが大切です。学習された中で福祉4団体からの法案を廃止させるための署名への協力をお願いします。

「もう、幼稚園、保育所や学童には関りを持たないから…大丈夫…煩わしいから」では済まることが出来ない状況がいつ起るかが判りません。

ひょっとして、私達の子どもが親となり、子どもが産まれ、保育所や学童を利用できないと知った時、あなたはどの様に弁明するのでしょうか。

また、高齢者となり、介護制度が必要になった時、利用の悪さに驚くことになり、福祉事業の大切さを身を持って経験しても何も変わることはありません。

私達が先ず出来る事は…

- 1) 「新システム」とはどのようなものであるかを知る。
- 2) 父母会などで「新システム」について話し合う。
- 3) 何がよくなり、何が悪くなるのかを理解すること。
- 4) 福祉4団体への署名をすること。
- 5) 福祉4団体への活動資金へのカンパ。
(強制ではありません。私達の想いを行政へと代表する方々へのご理解とご協力をお願いします。)
- 6) 口コミでの「新システム」について広く市民へ訴え、署名の協力をお願いします。
- 7) 学習会などへ参加し、理解を深めること。

学童保育は保育所と違い、不安定な制度の中にあり、私達が維持、向上のためにしっかりと監視し、声を出していかなければなりません。「新システム」については「制度化」されている保育所であっても、築き上げられた制度をも改悪されてしまうと云う危険な状況に追い込まれています。福祉4団体に結集してこの制度改悪を阻止する活動が不可欠です。

上記に記載した事項は決して負担となる活動ではありません。一人ひとりが小さな運動によって、その力は十倍にも二十倍にも大きく広がります。これら以外には個人でのブログやtwitter、ホームページでの呼び掛けなど個人で出来る様々な活動も考えられます。

私達の「働く権利」、子ども達への「安全・安心の保育」を求めることを改めて、理解し、父母会への参加を呼びかけていきたいと思います。

西宮市学童保育連絡協議会